

規格関連文書の改訂について 新旧比較表

【養殖認証】 認証機関に対する要求事項

項目	改訂後 Ver. 2.2	改訂前 Ver. 2.1
5.5 審査の準備 5.5.6.	審査チームは、5.3.1.に基づき提出された情報について、少なくとも、当該の養殖業を営む事業主の事務所、当該の養殖業を行う権利または免許を保有・管理している者（個人、漁協、あるいは、漁協が会員となる連合会など）の事務所などに問い合わせ、これらの情報の適格性について確認しなければならない。また、 <u>要求事項に照らして当該養殖業を評価するために必要な情報を、事前に当該地域の水産試験場あるいは研究機関から収集しなければならない。</u> これらの機関が電子媒体によって公開している情報の <u>利用や、これらの機関への問合せ等により確認することが望ましい。</u>	審査チームは、5.3.1.に基づき提出された情報について、少なくとも、当該の養殖業を営む事業主の事務所、当該の養殖業を行う権利または免許を保有・管理している者（個人、漁協、あるいは、漁協が会員となる連合会など）の事務所などに問い合わせ、これらの情報の適格性について確認しなければならない。また、当該地域の水産試験場あるいは研究機関から <u>情報収集する場合は、これらの機関が電子媒体によって公開している情報を利用する、または、これらの機関に問い合わせる等により確認しなければならない。</u>
5.11 更新審査 5.11.7.	認証機関は、更新審査において、当該の養殖認証の有効期間内に再認証が決定されない場合、その旨を認証申請者に伝達する。 <u>認証申請者は認証の有効期間が切れてから再認証が決定されるまでの間、原則、ロゴマークを使用することはできない。なお、在庫商品・包材の扱いに関しては、別途ロゴマーク使用契約に定める「契約終了後の処理」の内容に従う。</u>	認証機関は、更新審査において、当該の養殖業の <u>認証の有効期間内に再認証が決定されない場合、その旨を認証申請者に伝達する。なお、認証申請者は審査が終了するまでの間、ロゴマークの使用を継続することができる。</u>

【養殖認証】 審査の手引き 付属書1 MEL 養殖認証の範囲と区分に係る指針

項目	改訂後 Ver. 2.2	改訂前 Ver. 2.1																														
3. 認証の区分 における留意事項	(2) 内部監査と審査サンプルが多数となる場合 内部監査とは、年次審査に準じた自己審査であり、認証機関、MEL協議会がその内容について確認できるものとする。マルチサイト認証 <u>または団体認証</u> において、審査サンプルが多数となる場合、認	(2) 内部監査と審査サンプルが多数となる場合 内部監査とは、年次審査に準じた自己審査であり、認証機関、MEL協議会がその内容について確認できるものとする。マルチサイト認証において、審査サンプルが多数となる場合、認証申請者が定期																														
	<table><tr><td colspan="2"></td><td>一つの経営体</td><td>複数の経営体</td></tr><tr><td colspan="2">生産者（認証構成員）</td><td>通常認証</td><td>団体認証</td></tr><tr><td rowspan="2">養殖場 (複数)</td><td>全部</td><td>マルチサイト 認証</td><td><u>団体認証</u></td></tr><tr><td>一部</td><td>部分認証</td><td>団体部分認証</td></tr></table>			一つの経営体	複数の経営体	生産者（認証構成員）		通常認証	団体認証	養殖場 (複数)	全部	マルチサイト 認証	<u>団体認証</u>	一部	部分認証	団体部分認証	<table><tr><td colspan="2"></td><td>一つの経営体</td><td>複数の経営体</td></tr><tr><td colspan="2">生産者（認証構成員）</td><td>通常認証</td><td>団体認証</td></tr><tr><td rowspan="2">養殖場 (複数)</td><td>全部</td><td>マルチサイト 認証</td><td><u>マルチサイト認証</u></td></tr><tr><td>一部</td><td>部分認証</td><td>団体部分認証</td></tr></table>			一つの経営体	複数の経営体	生産者（認証構成員）		通常認証	団体認証	養殖場 (複数)	全部	マルチサイト 認証	<u>マルチサイト認証</u>	一部	部分認証	団体部分認証
			一つの経営体	複数の経営体																												
	生産者（認証構成員）		通常認証	団体認証																												
	養殖場 (複数)	全部	マルチサイト 認証	<u>団体認証</u>																												
一部		部分認証	団体部分認証																													
		一つの経営体	複数の経営体																													
生産者（認証構成員）		通常認証	団体認証																													
養殖場 (複数)	全部	マルチサイト 認証	<u>マルチサイト認証</u>																													
	一部	部分認証	団体部分認証																													
	証申請者が定期的に内部監査を行う仕組みを持ち、それによって内部監査が実施されていることが確認できる場合は、 <u>認証機関がその運営方法及び実績により審査サンプル数を漸減することを認める。</u>	的に内部監査を行う仕組みを持ち、それによって内部監査が実施されていることが確認できる場合は、その運営方法及び実績により審査サンプル数を漸減 <u>できる。</u>																														
	【認証の範囲と認証の区分の考え方】	【認証の範囲と認証の区分の考え方】																														